

本県におけるペイオフ対策の概要

従来の公金管理

- 1 金融機関への預金を中心として管理・運用。
- 2 資金別・所管部課別に管理・運用。（＝金融機関別の預託額等は全体として把握しておらず。）
 - (1) 歳計現金・歳入歳出外現金・・・出納課
 - (2) 収納金・・・出納課
 - (3) 県営住宅敷金・・・県土整備部住宅課
 - (4) 基金に属する現金・・・企画総務部財政課（ほか1委員会5部11課）
 - (5) 企業局会計資金・・・企業局総務課
 - (6) 病院会計資金・・・保健福祉部県立病院課
 - (7) 制度融資預託金・・・商工労働部商工政策課（当時）ほか3部8課
- 3 公金保全の必要性に対する認識は希薄

※部・課の名称，数についてはペイオフ解禁前のもの

※1「別紙1」参照

ペイオフの解禁 ※1

- ・定期預金等は平成14年4月1日から
- ・流動性預金は平成17年4月1日から

ペイオフ解禁下での公金管理

- 1 県の全ての公金預金等について，金融機関ごとにトータルの管理が必要。
- 2 金融機関の選択や預金等保全のための対策，預金以外の運用方法の検討が必要。

本県における対応

- 1 公金管理・運用体制の整備
→「徳島県公金管理委員会」等の設置，運営。
- 2 公金管理・運用方針の明確化
→「徳島県公金管理指針」等の策定。
- 3 指針等に沿った対策の推進
→（平常時）「金融機関経営分析マニュアル」に沿った預託先金融機関の経営分析把握，相殺に適した借入（証書）への変更，国債等債券による運用など。
→（緊急時）「公金保全のための緊急対応マニュアル」に沿った対応。

別紙 1

ペイオフ解禁スケジュール

平成16年4月現在、予定されているペイオフ解禁スケジュールは次のとおり。

		～平成14年3月末	平成14年度	平成15・16年度	平成17年4月以降
保険対象預金等	流動性預金 当座預金 別段預金 普通預金	全額保護		合算して元本1,000万円とその利息までを最低保証(注2)	決済用預金(注1)
	上記以外の預金				
対象以外の預金等	その他の預金等 定期預金 定期積金 ビッグ等)
	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等			破綻金融機関の財産状況に応じて支給(最低保証なし)	
	仕掛かり中の決済に係る債務(注3)		(全額保護	

(注1) ①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること、の3つの条件を満たす預金

(注2) 1,000万円を超える部分については、破綻金融機関の財産状況に応じて支払い。

(注3) 振込み・手形交換・口座引落等に関し、仕掛かり中の決済(破綻時点で決済が未結了)に係る破綻金融機関の債務

『徳島県公金管理指針』の概要

1 策定の目的

ペイオフ解禁下で、本県が公金の保全に万全の対策を講じ、自己責任原則に則った確実かつ有利な方法による管理、運用を図るための基本的な方針を明らかにする。

2 公金管理のための体制

本県における公金の管理・運用に関する基本的方針等を検討、審議するための連絡調整機関となる「徳島県公金管理委員会」を設置し、次の取組を行う。

- (1) 公金の一元的把握
- (2) 預託先金融機関の経営状況の分析、把握
- (3) 公金保全のために必要な措置方針等の検討、調整
- (4) 緊急時の対応
- (5) 職員の能力向上
- (6) 外部専門知識の活用

3 公金管理の基本方針

(1) 公金の範囲

歳計現金・歳入歳出外現金、収納金、基金に属する現金、県営住宅敷金、企業局会計資金、病院会計資金、流域下水道事業会計資金、制度融資預託金

(2) 公金管理の基本原則

安全性の確保、流動性への配慮、収益性の向上

(3) 預金等による運用の原則

経営の健全性等に特段の問題がないと認められる金融機関、又は相殺可能な県債を有するなど債権が保全されている金融機関への預託を原則。

(4) 債券による運用の原則

元本の安全性の高い国債、政府保証債、地方債等を対象に、満期まで保有することを原則。

(5) 公金種類別の管理・運用方針

前項までの原則に留意し、各資金の性質や用途、目的に応じて最も安全・確実かつ有利な方法により管理、運用。

4 公金管理委員会委員の役割

部局間等でのセクショナリズムを排除し、常に全庁的な視点から調整。

5 公金管理担当者等の責務

自己研鑽による公金管理能力の向上。法令及び本指針等の遵守。

6 報告義務

資金管理・運用結果等の報告。

7 配慮事項

- (1) 県民生活や地域経済への配慮
- (2) 情報の開示と秘密の保持
- (3) 見直しの実施

『徳島県金融機関経営分析マニュアル』の概要

第1章 策定の目的

預託先金融機関の経営状況を適切に把握していくうえで必要な、基本的な取組事項やその手法を解説。

第2章 対象金融機関

経営分析・把握の対象とする金融機関は、預金等の合計額が1,000万円を超える金融機関。(政府系金融機関を除く。)

第3章 経営分析を行う上での基礎知識

(省略)

第4章 金融機関の経営分析・把握手法

1 定期開示情報に基づく分析・把握

- (1) ディスクロージャー誌(期末分)をはじめ、決算短信や中間期情報等を適宜組み合わせ分析。
- (2) 定量分析を中心に、定性分析も合わせて実施。
- (3) 定量分析は、健全性、収益性、流動性の観点から、適切な指標を選定し分析。主要な選定指標は次のとおり。

〈健全性指標〉……自己資本比率、繰延税金資産比率、貸倒引当金控除後不良債権比率

〈収益性指標〉……コア業務純益(除く投資信託解約損益)/総資産(ROA)、当期純利益/資本勘定(ROE)

〈流動性指標〉……預金増減率

- (4) 定性分析は、経営理念など、計数的に把握困難な定性要因を分析。
- (5) 定量分析や定性分析を補完するための定期ヒアリング等を適宜実施。

2 第三者情報の活用

- (1) 格付け
- (2) 株価
- (3) その他

3 総合評価

定期開示情報、第三者情報を幅広く収集し、総合的に分析。

第5章 不安要素発現時以降の分析・把握

過去の破綻事例等を踏まえ、資産劣化の状況等を重点的に分析、把握。

第6章 経営分析、把握の推進体制

経営分析、把握の推進にあたっては、公金管理委員会、同事務局、各所管部局が適切な役割分担と連携のもとで推進。

第7章 まとめ

本マニュアルに沿った取組にあたっては、冷静な判断と落ち着いた行動が必要。

『公金保全のための徳島県緊急対応マニュアル』 の概要

はじめに

このマニュアルは、ペイオフ解禁下で、預託先金融機関の経営状況が悪化し、あるいは、保険事故が発生した場合に取るべき行動や役割分担等のあり方を取りまとめたもの。

第1章 保険事故発生前における緊急対応

1 緊急対応推進上の留意点

預託先金融機関の経営状況が悪化した場合、次の点に留意し対応。

- (1) 早期発見，早期対応
- (2) 組織的な対応
- (3) 守秘義務の厳守

2 緊急対応スキーム

預託先金融機関の経営状況が悪化した場合の対応スキームは、概ね次のとおり。

[不安要素の発見と報告] → [金融機関からのヒアリング] → [緊急幹事会の開催]
→ [保全対策等の提示] → [公金管理委員会の開催] → [保全対策の決定] → [保全
対策の実施] → [監視活動の強化・非常事態対応]

3 各職，各組織の役割

上記スキームに沿って各職，各組織の役割分担を記載。

第2章 保険事故発生以降における緊急対応

1 緊急対応推進上の留意点

預託先金融機関に保険事故が発生した場合、迅速な意志決定が可能な体制の整備等に留意。

2 緊急対応スキーム

預託先金融機関に保険事故が発生した場合の対応スキームは、概ね次のとおり。

[関係者への連絡と債権・債務の状況把握] → [緊急幹事会等の開催] → [県議会、
マスコミ等への対応] → [相殺の手続] → [不足資金の調達] → [事後処理の検討、
実施] → [危機管理体制等の見直し]

3 各職，各組織の役割

上記スキームに沿って各職，各組織の役割分担を記載。

第3章 緊急時における公金管理組織体制

緊急時における公金管理体制，公金管理組織構成員一覧，緊急時の連絡網等を記載。

第4章 まとめ

保険事故発生前の緊急対応を行うにあたっては、常に県民の利益を念頭に置いた行動を行うよう、各職，各組織が最大限努力。